2　法第六条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　協定に参加する者の氏名又は名称

二　市町村長が当該市町村の区域をその区域に含む都道府県又は当該都道府県の区域内の他の市町村に対し非常災害廃棄物の処理に関する協力を求める場合の手続

三　次に掲げる当該市町村の区域をその区域に含む都道府県又は当該都道府県の区域内の他の市町村による非常災害廃棄物の処理に関する協力に関する事項のうち必要なもの

イ　当該協力の内容

ロ　当該協力に係る費用負担

ハ　当該協定の期間

ニ　その他非常災害廃棄物の処理に関する協力に関する事項

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条　法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一　市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者

一の二　法第六条の二第三項前段に規定する非常災害廃棄物処理受託者若しくは同項後段に規定する非常災害廃棄物処理再受託者の委託を受けて非常災害廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）の収集又は運搬を業として行う者

一の三　法第六条の二第五項前段に規定する特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは同項後段に規定する特別管理非常災害廃棄物処理再受託者の委託を受けて特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集又は運搬を業として行う者

二～十四　（略）

（一般廃棄物処分業の許可を要しない者）

第二条の三　法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一　市町村の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者

一の二　法第六条の二第三項前段に規定する非常災害廃棄物処理受託者若しくは同項後段に規定する非常災害廃棄物処理再受託者の委託を受けて非常災害廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う者

一の三　法第六条の二第五項前段に規定する特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは同項後段に規定する特別管理非常災害廃棄物処理再受託者の委託を受けて特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を業として行う者

二～十　（略）

（削る）

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条　法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一　市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者

（新設）

（新設）

二～十四　（略）

（一般廃棄物処分業の許可を要しない者）

第二条の三　法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一　市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者

（新設）

（新設）

二～十　（略）

（法第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出）

第二条の八　法第七条の二第五項の環境省令で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となつた者とする。

2　法第七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が前項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。